

# 高梁市日本遺産推進協議会が推奨するロゴマーク使用方法

高梁市日本遺産推進協議会

## ■高梁市日本遺産推進協議会推奨ロゴマーク



## ■使用方法

高梁市の日本遺産ストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的としているものについては、次のいずれかの使用方法に限り、推奨ロゴマークを使用できるものとする。

### (1) パンフレット、チラシ等への掲載で、高梁市の日本遺産ストーリーの普及啓発や広報、理解促進が使用目的であることが明らかな場合

- ・推奨ロゴマークを使用する。
- ・掲載物デザインとの調和等の理由により、推奨ロゴマークの枠線を使用しないほうが好ましい場合は、枠線は省略できるものとする。

### (2) 商品等に使用する場合

特定の個人または団体・企業の売名につながることを防ぐため、また、提供する商品やサービス等の品質を担保・保証するものとして使用されることを防ぐため、推奨ロゴマークと同一空間、同一パッケージ内で、次の①②の文字を組み合わせた表記を行うものとする。

商品等のデザインとの調和等の理由により推奨ロゴマークの枠線を使用しない方が好ましい場合は、枠線は省略できるものとする。

- ① 「ジャパンレッド」発祥の地 べんがら 一弁柄と あかがね 銅の町・備中吹屋
- ② 高梁市の日本遺産を応援しています

※具体的な組み合わせデザインについては、高梁市日本遺産推進協議会事務局と協議すること。

その他、文化庁が定める「日本遺産（JAPAN HERITAGE）ロゴマーク使用の手引き」、「ロゴマーク使用マニュアル」を遵守すること。

(例)・マークの円（赤）部分の直径は10mmより小さくしないこと

・マークと他の文字、デザインとは既定の距離を開けること 等

## ■注意事項

本ロゴマークは、「日本遺産（Japan Heritage）」ロゴマークの使用マニュアルに従い、使用することができます。ただし、次のような使用をすることはできません。これらに違反した場合、本ロゴマークの使用を禁じます。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (3) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (4) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- (5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- (6) 本ロゴマーク及び「日本遺産（Japan Heritage）」事業等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 本ロゴマークを改変して使用した場合
- (8) その他、文化庁及び高梁市日本遺産推進協議会が不適切と判断する場合

使用に当たっては、法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないよう、十分に注意してください。使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、文化庁及び高梁市日本遺産推進協議会は一切の責任を負いかねます。